

議案第59号

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月13日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

本条例の適用対象を拡大し、並びに事前協議結果及び地位承継に関する手續等を定め、事業者と地域住民等との調和を図るため。

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例の一部を改正する 条例

石岡市太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例（平成28年石岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自然環境及び景観の保全」を「自然環境，生活環境及び景観の保全」に改める。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち，同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備」を「太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備」に改める。

第3条第1項中「50キロワット」を「10キロワット」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，建築物の屋根，側面，若しくは屋上のいずれかに設置するもの又は電気事業者その他の者に電気を供給しないものを除く。

第5条第1項中「自然環境」の次に「，生活環境」を加え，同条第2項中「対処できるよう十分な」を「，これを解決し，再発防止のための」に改め，同条第3項中「苦情等」を「要望，苦情，懸念等」に，「地域住民等の理解を得られるよう，できる限りの」を「地域住民等説明会を開催する等，丁寧かつ誠意をもった」に改め，同条第4項中「廃止し，太陽光発電設備が不要となった場合は，速やかに，事業区域の原状回復に努めなければならない。」を「廃止するときのため，太陽光発電設備の廃棄に係る費用を積み立てなければならない。」に改め，同条に次の1項を加える。

5 事業者は，太陽光発電設備が不要となった場合は，速やかに，廃棄及び資源再利用を適正に行い，事業区域の原状回復をしなければならない。

第8条に次の1項を加える。

2 市長は，事前協議申出書の提出を受けた場合は，事業者に対し，事前協議結果を通知するものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

(地位の承継)

第12条の2 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(適正な設置及び維持管理)

第13条の2 事業者は、太陽光発電設備の適切な設置及び維持管理に努めるとともに、災害又は機器の故障等が発生した場合は、速やかに、適正な対処をするよう努めなければならない。

第15条第2項に次の1号を加える。

(5) 前各号に定めるもののほか、その他市長が必要と認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例の規定は、令和5年9月1日以後に太陽光発電設備の設置に係る工事に着手する太陽光発電設備設置事業について適用し、令和5年8月31日までに太陽光発電設備の設置に係る工事に着手する太陽光発電設備設置事業については、なお従前の例による。